

概説と分析

本書に収録した事例のみから今日の差別事件の全体像を説明することは困難と思われるが、収録した範囲内で特徴を考察していく。なお、ここで紹介したなかには、資料が掲載できなかったものもあることをお断りしておきたい。

①結婚相談所による差別事件

山口県萩市、長崎県佐世保市、埼玉県川越市、富山県などの自治体や、山口県宇部市、埼玉県内の社会福祉協議会などでの結婚相談事業に関わって、戸籍謄本を提出させたり、申し込み時に本籍、宗教、身体障害、家族とその職業などを記入させていた、という差別につながる個人情報の収集に関わる差別事件があいついで発覚した。

山口県では、萩市が「結婚相談所」を二〇〇八年五月に開設、本人の戸籍謄本と運転免許証などの写しを提出させ、申込書に、本籍、宗教、身体上の障害、初婚、再婚（死別・生別）、既往症、身長、体重、血液型、家族とその職業までも記入させていた。事件が明るみに出たのは五月三日付の『中国新聞』記事で「写真や戸籍謄本などを提出して登録する」と書かれていたことから。市報「HAGI」（五月一日号）にも「独身男女の出会いと結婚を応援します」と見出しをうち、結婚相談所備え付けの申込書に、写真二枚、戸籍謄本一通（戸籍個人事項証明）、身分証明書（運転免許証等の写し）を添えて提出するとし、「提出された個人情報は、萩市個人情報保護条例に基づき適正に取り扱います」と書き添えられていた。また後に、四月一日付『西日本新聞』にも戸籍謄本と運転免許証などの写しの提出が報じられていたことが判明した。

萩市は山口県連の指摘を受け、五月二〇日から「戸籍謄本」を「独身証明書」に、運転免許証などの提示に変更、「申込書」「紹介カード」も六月六日に改正し、六月一五日付市報「HAGI」で提出書類の変更を小さく伝えた。五月一九日の第一回確認会、六月二三日の第二回確認会で明らかになったことは、戸籍謄本を提出させることの差別性や問題点について、職員・市民の誰からも指摘がなかったこと。萩市内には被差別部落もあり、同和対策事業の歴史があるにもかかわらず、戸籍謄本の提出は結婚差別に直結することを誰も認識できなかった。

また山口県では、宇部市社会福祉協議会（社協）の結婚相談事業で、登録時に「前住所・転居理由」「障害の有無」「既往歴」などを書かせていた問題で、二〇〇八年六月一七日、事実確認の結果、九七年に全国社会福祉協議会が結婚相談事業を実施する社協に対して、「相談カード等に本籍欄・宗教欄・親の職業欄等の基本的な人権に関わる項目は削除すること。他の記入項目についても、見直すべき点がないか点検し改善すること」と通達を出し、しかも、相談カードは「氏名・生年月日・住所・職業・趣味・自己PR」と雛形まで示していたが、宇部市社協は本籍・宗教・親の職業欄だけを削除し、雛形は参考にせず、「前住所・転居理由」「障害の有無」や「既往症」「離婚理由」などはそのまま使用していたことがわかった

。また県社協、県、宇部市も国から九七年以降、指導改善するよう要請されていたが、書類もなく、当時の担当者も「記憶にない」という状況。宇部市社協は、「担当者・相談員任せで詳しい業務内容は知らなかった」「自分たちは人権に関わる仕事をしており、「わかっている」という「自負」があった」と述べ、職員の人権研修を実施していないことも明らかにした。県社協も、階層別やスキル研修など年間五〇近くの研修を実施しているが、人権研修は一つもないことが明らかになった。たび重なる結婚差別の現実から改善指導が行われたのに、その趣旨が理解されないまま、たんなる「書式改訂」という認識だったのではないか、と県連は指摘した。

さらに山口県では、光市の山口県立青少年施設「光青年の家」が一泊二日で催すお見合いイベント「恋愛応援団」で、「年齢・未婚かどうか」の確認のため、参加者に住民票の提出を求めている。二年目となる〇八年、七月七日に参加募集のチラシを見たマスコミから「不適切ではないか」と県人権対策室に指摘があり発覚したもの。指摘を受けた県教委は、「国の通達に違反の恐れがある」として、住民票から「独身証明書」に変更するように指示した。光青年の家は、地元・光市のNPO法人が県から指定管理を受けて運営しており、県から指導を受けるまで「独身証明書」の存在すら知らなかった。住民票で独身を証明するには「全部事項証明」が必要で、本籍や家族構成などの情報を収集してしまうことになる。

埼玉県では、川越市が一九七三年に開設した結婚相談所で、申込者に戸籍謄本の提出を求めていることがわかり、県連は二〇〇八年六月四日にすみやかな是正を要請、市は六月六日付で提出書類を戸籍謄本から独身証明書に改めた。川越市は、住民サービスの一環で結婚相談業務を始め、最近五年間では毎年平均一〇五人の申し込みがあり、平均六組の結婚が成立していたが、申し込みの際、履歴書、写真の他に戸籍謄本の提出を求めている。「独身であることの証明のためで、相手側に戸籍を見せていない」と市の担当者は弁明している。

また埼玉県では、社会福祉協議会や市町村行政が運営している結婚相談所が、戸籍謄本の提出や人権侵害につながる項目を申込書に記入させた問題で、二〇〇九年一月一九日、県社協が〇八年に行った調査の結果、二四社協のうち一社協に「基本的人権への配慮に欠ける不適切な個所があった」と報告。また相談カードでは、二二社協に不適切な表現や記載があったと報告した。しかし、一月一五日時点で一三社協で改善が未完了との報告に、参加者から「なぜ改善が遅れているのか」「指導できないのか」などの質問や、「問題の重要性、緊急性がわかっていない」など厳しい批判が続いた。県人権推進課長は、市町村直営の相談所について「来年度、関係一二市町を集めて指導する」と回答、県連は民間結婚紹介会社の実態調査を要請した。

長崎県でも、結婚相談所が登録時に戸籍などの提出を求めている問題が佐世保市で発覚した。問題が明らかになったのは、萩市の新聞報道の後、新聞記者の取材・指摘を受けた佐世保市がすぐに「戸籍謄本」の提出を市発行の「独身証明書」に変更、そのことが六月二〇日付の『毎日新聞』に掲載されたため。佐世保市は、通産省（現・経産省）による要請文書の「結婚サービス・結婚相談業者」の対象が民間事業者

のみで市立結婚相談所は該当しないと判断し、部内での文書供覧にとどめ、戸籍謄本の提出を独身証明の提出に切り替えなかったと認め、戸籍の提出が差別につながる恐れがあることの認識もなかったと述べている。そして市職員としての人権に対する認識不足を認め、登録者にはおわびし、「戸籍謄本」を返却すると回答した。

長野県でも、結婚相談所の問題で長野県連が長野県の社会福祉協議会と話しあい、適正な結婚相談事業を展開するよう要請した。全国社協からの通知に基づき、県社協が二〇〇八年七月の段階で県内の社協で実施している結婚相談所事業について指導・点検を行った結果、事業が実施されている四〇市町村社協の一三社協で不適切なものがあり、ただちに是正した。内訳は、家族職業一二、本籍五、宗教一、「記入者が望まない項目は未記入でもよい」旨が明示されていない二、個人情報「特定の第三者提供事前了承」の明示がされていない一、だったことが報告された。

戸籍謄本提出が身元調査に悪用される恐れがあることから通産省は九五年、結婚紹介業者に通達を出し、戸籍謄本に代えて自治体発行の「結婚情報サービス・結婚相談業者に提供する証明書」（独身証明書）の利用を求め、また二〇〇〇年、法務省が地方法務局長を通じて市町村の戸籍窓口で独身証明書利用の徹底を通達していた。